

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6（2024）年6月4日	
栃木県知事 福田 富一 様	
提出者 住 所 栃木県河内郡上三川町多功1159 氏 名 栃木県下水道管理事務所長 鶴見 幸一 電話番号 0285（53）5694	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鬼怒川上流浄化センター
事業場の所在地	日光市町谷1818
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道処理施設維持管理業
②事業の規模	流入水量 9,380,970m3/年（令和5年度）
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ①栃木県流域下水道責任者 栃木県下水道管理事務所長 ②担当課 維持管理課			
<pre> graph TD A[所長] --- B[総務課] A --- C[工務管理課] A --- D[維持管理課] </pre>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥、沈砂・し渣）	—
	排 出 量	34,976 t	— t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥、沈砂・し渣）	—
	排 出 量	38,057 t	t
	（今後実施する予定の取組） —		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） —		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） —		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） －		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） －		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	34,144 t	－ t
	（これまでに実施した取組） 汚泥（濃縮汚泥）34,922tを消化、脱水及び焼却により、34,144t減量化した		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	36,699 t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥（濃縮汚泥）37,349tを消化、脱水及び焼却により、36,699t減量化する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） －		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） －		

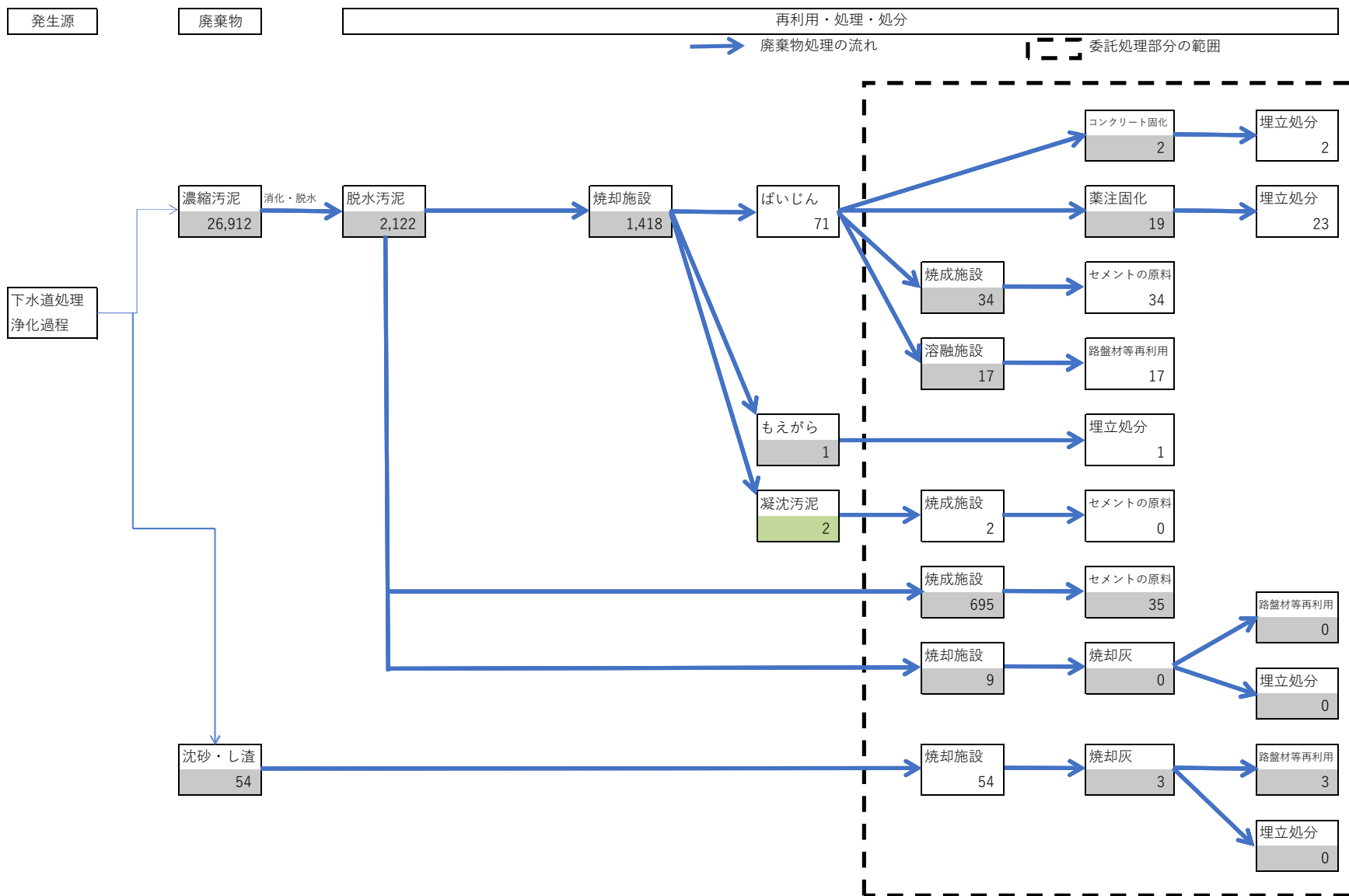
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	－
	全 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	－ t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙2のとおり	－ t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙2のとおり	－ t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別紙2のとおり	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別紙2のとおり	－ t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥（脱水汚泥）695t及びばいじん33tを焼成処理後、セメント原料として再利用する業者へ処理委託。 ・汚泥（脱水汚泥、し渣・沈砂）63tを焼却処理及び熱回収（認定外）し、焼却灰3tに減量化後、全量を路盤材等として再利用する優良認定処理業者へ処理委託。 ・ばいじん17tを、路盤材等として再利用する優良認定処理業者へ処理委託。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙２のとおり	－
	全 処 理 委 託 量	別紙２のとおり	－ t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙２のとおり	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙２のとおり	－ t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙２のとおり	－ t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙２のとおり	－ t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥(脱水汚泥) 740t 及びばいじん 40t を焼成処理後、セメント原料として再利用する業者へ処理委託。 ・汚泥(脱水汚泥、し渣・沈砂) 67t を焼却処理及び熱回収(認定外)し、焼却灰に減量化後、全量を路盤材等として再利用する優良認定処理業者へ処理委託。 ・ばいじん 17t を、路盤材等として再利用する優良認定処理業者へ処理委託。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



廃棄物処理フロー図（現状）

R5年度実績値及びR6年度目標値

産業廃棄物の種類 及び実績、目標の別 処理の区分	汚泥（脱水汚泥、し 渣・沈砂、凝沈汚泥）		ばいじん		燃え殻	
	実績(t) (R5年度)	目標(t) (R6年度)	実績(t) (R5年度)	目標(t) (R6年度)	実績(t) (R5年度)	目標(t) (R6年度)
全処理委託量	760	580	71	81	1	1
優良認定処理業者への処 理委託量	63	67	36	38	0	0
再生利用業者への 処理委託量	758	512	50	40	0	0
認定熱回収業者への処理 委託量	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	63	67	0	0	0	0